

審議会等議事概要

第1回 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会 議事概要

日 時	平成22年12月22日（水曜日）午後1時30分～午後3時00分
開催場所	滝川市役所 5階 庁議室
出席者	<p>委員：丹羽修身委員、川原弘嗣委員、黒井巖委員、渡邊恭久委員、神部秋江委員、佐々木勝委員、高畑方雄委員、今野義一委員、続木潤也委員、佐藤大作委員、田湯隆之委員、竹本勝美委員代理、林公悦委員代理、亀井伸吾委員、鈴木理夫委員、仁木正典委員、堀内範頭委員、岡田幸夫委員、若山重樹委員、橘弘恭委員、大平正一委員</p> <p>庁内検討組織：中島純一企画課長、樋郡真澄くらし支援課主幹、国嶋隆雄福祉課長、千田史朗元気タウン推進室長、川本滋土木課長、湯浅芳和土木課都市計画室副主幹、田邊義明主査、中井崇敬主査、東忠司主任級技師</p>
	<p>I 開 会（事務局進行）</p> <p>II 市長挨拶</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市長から、本構想着手の経過及び趣旨、委員の活発なご協議をよろしく願いしたい旨挨拶があった。・ 挨拶終了後、市長は他の公務のため退席。・ 市長退席後、事務局より本協議会の議事概要の公表等について説明し、委員の了承を得た。 <p>III 委員自己紹介</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各委員より自己紹介（団体名、役職、氏名）。・ 事務局より委員2名欠席（岩田委員、久保田委員）の旨報告。 <p>IV 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会の設置及び経過</p> <ul style="list-style-type: none">・ 滝川市バリアフリー基本構想策定協議会の設置及び経過、基本構想策定の根拠となる法律「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の概要説明（資料1）を行い、今後の進め方について報告。 <p>V 役員選出</p> <ul style="list-style-type: none">・ 丹羽委員を会長に、川原委員を副会長に推薦することで提案が出され、委員の了承を得た。 <p>会長、副会長）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 就任挨拶。

議 事

VI 議事（議事以降は会長が進行）

1. 滝川市バリアフリー基本構想 素案（案）

- ・ 事務局より「滝川市バリアフリー基本構想 素案（案）」について説明。
（資料2、2-1）

（説明終了後、10分間休憩）

（再開）

質疑意見等

会 長)

- ・ 事務局より説明のあった内容、その他身近な視点でも結構なので、幅広くご意見をいただきたい。

委 員)

- ・ 資料 P. 21 の生活関連経路について、総合福祉センターの前面道路は生活関連経路に指定されないのか。また、空知通りは広い道路かと思うが、生活関連経路に指定されないのか。
- ・ 国道 38 号については、市役所前までは理解できるが、その先も生活関連経路に指定している理由があれば教えてほしい。

事務局)

- ・ 今回の基本構想素案（案）では、優先すべき道路のみを生活関連経路として位置付けており、それ以外の道路については、重点整備地区内であればすべての道路で努力義務が発生することとなっている。そのため、ご指摘の道路についても特に位置づけはしていない。
- ・ 国道38号については、今後の精査の過程において変更する場合もあるが、事務局案としては市役所前という施設までの指定ではなく、道路の交差点部までという考えで若干延長している。

委 員)

- ・ バリアフリー化は非常に良いことだと認識しているが、道路に張り付いている個店の負担についてはどのようなようになるのか。

事務局)

- ・ 重点整備地区に指定された場合は地区内のすべての建物について努力義務が課せられる。例えば、大規模な改修に合わせてバリアフリー化を積極的に進めてもらうなど、可能な限りご協力いただくこととなる。
- ・ この構想が出来たことによって、店舗も改修しなければならない義務が発生するわけではない。
- ・ ただし、歩道の交差点部はバリアフリー化に伴って、車道と歩道の段差を解消するために歩道を下げる整備を行う。それによって、店舗と歩道の間に段差が生じてしまうため、それを解消していく必要がある。

会 長)

- ・ 歩道のすりつけや勾配等の整備について、様々なところを見てきているが、どの様に感じているか。

委員)

- ・ とにかく段差のないまちづくりを進めてほしい。

委員)

- ・ 車道と歩道の段差を解消する場合に歩道を下げるという方法もあるが、逆に車道を上げていく方がいいのではないか。

副会長)

- ・ 資料 P.4 に障がい者のデータが載っているが、平成 16 年に協議した際、身体障がい者と精神障がい者の 2 つのデータを提示されていたが、今回知的障がい者のデータが掲載されていないのは理由があるのか。
- ・ バリアフリーの構想の多くはハード面が中心になってしまうが、身体障がい者の方はハード面の整備が必要になるが、知的障がい者や精神障がい者の場合はソフト面の配慮が必要になり、例えば判断力が低下している方もいるため、案内標識の漢字にふりがなをふるなどの工夫も必要になると考えている。

事務局)

- ・ 知的障がい者等のデータが未掲載であったことは、事務局の落丁であり、意図的な意味はない。次回の協議会までには掲載する。
- ・ また、ソフト面の配慮も必要と考えており、ご指摘いただいたふりがなの対応などの分かりやすい表記や人と人のコミュニケーションなども重要な要素だと考えている。
- ・ そのようなソフト面の展開についても構想の中に盛り込んでいく予定である。

委員)

- ・ 先ほどの委員からご提案のあった歩道を下げるのではなく車道を上げることによるバリアフリー化についての事務局の見解を教えてほしい。

事務局)

- ・ 車道を上げることは、検討材料の一つだと考えているが、交差点部の車道を上げることによる交通安全や都市景観等の様々な角度から検討していく必要があると認識している。
- ・ そのためにも関係団体と協議して、進めていきたいと考えている。

会長)

- ・ その他ご発言等なければ、次に進みます。

2. その他

事務局)

- ・ 事務局より市民意識調査実施について説明。(資料3)

会長)

- ・ 市民意識調査の実施について質疑等ありませんか。

副会長)

- ・ 標記されている滝川身体障害者福祉協会には、先ほどの質問でも触れていた知的、精神障がい者は会員として入っていないため、対象団体を滝川障がい者

	<p>団体連絡協議会としていただくようお願いしたい。</p> <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご提案の内容にご異議なければ、当該団体に変更することでよいか。 <p>委 員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (異議なし) <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 了承いただいたので、当該団体に変更し以降の作業を進めていただきたい。 関係団体にはお手数をおかけする事になるが、ご協力をお願いしたい。 <p>事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より今後のスケジュールとして、市民意識調査を1月上旬、第2回滝川市バリアフリー基本構想策定協議会を1月下旬に予定している旨報告。 ・ また、構想素案(案)については、今回ご協議いただいた内容を踏まえ、市民意識調査、事務局会議、関係機関事前協議を経て加筆修正したものを第2回協議会開催前に事前送付する旨報告。 <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回開催の日程については、年内に委員にお知らせできるよう事務局で調整願いたい。 ・ また、札幌からお越しの委員も多数いることから、時刻についても今回と同じ13時30分開始としたいがご異議ありませんか。 <p>委 員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (異議なし) <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご異議なしという事ですので、事務局で調整願いたい。 <p>VII その他</p> <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、ご提案、ご質問等ありますか。 <p>委員、事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (なし) <p>VIII 閉 会</p>
説明資料	<p>資料 1 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み</p> <p>資料 2 滝川市バリアフリー基本構想 素案(案)</p> <p>資料 2-1 生活関連経路のバリアフリー化 施工イメージ</p> <p>資料 3 市民意識調査収集、意見整理の実施方法(案)</p>